

野田市指定ごみ袋製造供給業務仕様書

本仕様書は、野田市が定める可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋を市民に供給するに当り、ごみ袋とその供給方法の仕様について定めるものとする。なお、本仕様書中のごみ袋供給業者は受注者を指す。

- 1 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで
- 2 供給方法 野田市が指定するごみ袋取扱所（以下「取扱所」という。）へのごみ袋の供給方法については、8以降に定める通りとする。
- 3 入札書記載金額 入札書に記載する金額は、下記4のとおり6種類の袋があり、可燃ごみ袋と不燃ごみ袋の素材等に違いがあるが、ごみ袋（大）、（中）、（小）の3種類の1枚当りの単価×予定数量に指定ごみ袋取扱所に対するごみ袋の供給及び野田市指定ごみ袋取扱代行業務委託契約書に記載された業務等この仕様書に記載されている内容をすべて含めた金額で行い、入札書に記載する金額とするものとする。ただし、契約については各種類（大、中、小）の単価契約で行うものとする。
- 4 ごみ袋の種類、規格等

種 類	規 格 等			
	素 材	形 状	ごみ袋の色	文字の色
(1) 可燃ごみ袋（大）	高密度ポリエチレン	縦465mm×横450mm/650mm 厚さ0.025mm以上	半透明	赤
(2) 不燃ごみ袋（大）	低密度ポリエチレン	縦465mm×横450mm/650mm 厚さ0.030mm以上	透 明	青
(3) 可燃ごみ袋（中）	高密度ポリエチレン	縦460mm×横400mm/570mm 厚さ0.025mm以上	半透明	赤
(4) 不燃ごみ袋（中）	低密度ポリエチレン	縦460mm×横400mm/570mm 厚さ0.030mm以上	透 明	青
(5) 可燃ごみ袋（小）	高密度ポリエチレン	縦350mm×横350mm/520mm 厚さ0.025mm以上	半透明	赤
(6) 不燃ごみ袋（小）	低密度ポリエチレン	縦350mm×横350mm/520mm 厚さ0.030mm以上	透 明	青

注1) 焼却しても塩化水素等の有毒ガスを発生しないもので家庭用品品質表示法による品質表示のできる製品とすること。なお、原材料は、再生原料を使用せず、炭酸カルシウムを混入しないこと。

注2) 指定ごみ袋に表示する文字、デザイン等については、別添の資料1、2を参照。

- ・文字の大きさは、業者決定後協議する。
- ・規格等の形状は、まちをひろげた状態において確保する数値
- ・印刷に使用する顔料及びインキに、カドニウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属を含まない。

注3) 可燃ごみ袋の材質には、植物由来ポリエチレン（バイオマスポリエチレン）を10%以上使用することとし、一般社団法人日本有機資源協会が認めるバイオマスマークを令和6年度中に取得し、取得後製造するごみ袋に表示すること。

取得に必要な経費は受注者が負担すること。

5 ごみ袋の強度

日本工業規格 Z1702-1994 又は Z1711-1994 に準拠すること。

また、過去、裁断面を原因とした不良品が多く発生した事例があることから、縦裂け等の不良品が発生することのないよう、裁断面の品質保持対策に留意するとともに袋の裁断に用いる刃の研磨等の管理を適切に行うこと。

6 事前確認

- (1) 本格的な製造を開始する前に、外装袋への封入までを行ったものを、各種類 1 組ずつサンプル品として提出すること。
- (2) 提出されたサンプル品について、本仕様書に定める事項及び発注者と受注者で協議の上決定した内容（印刷内容、印刷色等）と相違がないか、両者の立会いのもと確認をし、発注者の承認を得ること。確認の結果、不備や問題点等が認められたものについては速やかに改善するものとし、改善後、発注者の指示のもと再度サンプル品を 1 組提出し、確認をするものとする。なお、発注者に提出したサンプル品は、納品数量には含まないものとする。

7 品質検査

- (1) 最初の納品までに、本格的な製造段階の製品から抽出した製品について、国内の第三者機関での検査を受け、指定ごみ袋の種類ごとに検査機関が測定、作成した検査報告書の写しを提出すること。
- (2) 検査項目は次のとおりとし、ア～ウの測定方法は、日本工業規格（JIS）Z1702-1994 又は Z1711-1994 に準拠すること。
 - ア 厚み
 - イ 引張強さ・伸び（縦横）
 - ウ ヒートシール強さ（平シール部、ガゼットシール部）
 - エ 蛍光 X 線測定による重金属の含有（カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム）
- (3) 品質検査に係る費用は、受注者の負担とする。

8 ごみ袋供給方法

(1) 無料配布分

- ① 市民に無料配布する期間は、毎年 3 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。（各世帯には、可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋を合わせて原則 120 枚分の引換券を配布してある。）
- ② 取扱所に可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋各 10 枚を氏名記入欄を上にして 1 枚ずつ取り出せるように 1 セットにし、それぞれ別に定める文字を表示した袋（資料 3-1、2）に入れて納品する。

(2) 有料販売分

①可燃ごみ袋、不燃ごみ袋各5枚を氏名欄を上にして1枚ずつ取り出せるように1セットにし、それぞれ別に定める文字を表示した袋（資料4-1、2）に入れて納品する。

②外装袋には、家庭用品品質表示法に基づく品質表示を印字する。（資料4-1、2）

(3) 原則として、毎月1回以上取扱所を巡回し、ごみ袋の品切れがないよう供給すること。また、取扱所からごみ袋の発注があった場合は、3営業日以内に納品すること。やむえない理由により納品ができない場合、その事実及び納品予定日を市及び取扱所に報告し、ごみ袋の供給に支障が発生しないよう、可能な限り速やかに納品すること。

(4) 取扱所に納品する都度、取扱所と納品書を交わすこと。

納品書の作成費用は、受注者の負担とする。また、納品書の様式は市と受注者との間で協議により定める。

9 ごみ袋供給代金の請求、支払方法及びごみ袋取扱手数料の請求、支払方法

(1) ごみ袋供給代金の請求及び支払方法

①毎月月末に、取扱所が調整した「指定ごみ袋取扱報告書兼請求書」（以下「報告書」という。）と納品枚数、引換券の枚数、販売金額により当月の配布枚数（無料分及び有料分）及び在庫数が適正であることを確認すること。

なお、取扱所より報告書、引換券、販売金を受領するにあたり、手渡し、郵送またはその他の方法において、受注者の負担で行うこと。

②上記確認後、市指定の「指定ごみ袋供給代金・取扱手数料請求書」に報告書（市提出用）と「野田市収集ごみ処理手数料領収書（市提出用）」、引換券（以下「請求書等」という。）を添えて翌月の10日までに請求すること。

③市は、請求書等を審査した上、受理した日から30日以内に指定ごみ袋1枚当りの契約単価に当月の配布枚数（無料分及び有料分）を乗じて得た額（円未満切り捨て）に消費税を加算した額（円未満切り捨て）を支払う。

なお、市による審査の結果、請求内容に疑義が生じた場合は、受注者の責任において原因を調査し、速やかに訂正し再請求すること。

④取扱所によっては、取扱実績がなく毎月請求書等の受領が出来ない場合がある。その場合において、各年度末には全取扱所より上記①～③を受注者の責任において行い、各年度で清算するものとする。

(2) ごみ袋取扱手数料の請求及び支払方法

①取扱所へのごみ袋取扱手数料（1枚当たり2円＋消費税）は、受注者に支払う。

このため、受注者の責任において、各取扱所へのごみ袋取扱手数料を市から受領した日から30日以内に支払うこと。なお、支払方法については受注者と取扱所と協議し、現金支払いもしくは、取扱所指定金融機関への払い込み

とする。

- ②上記支払手続きのため、取扱所から「ごみ袋取扱手数料の請求及び受領に係る委任状」(別紙様式)を徴し、市に提出すること。

1 0 不良品対応等

- (1) 本仕様書における不良品とは、破れやすさ、底抜け、縦裂け、裁断ミス、印刷ミス、枚数不足、外装袋のバーコード読み取り不可、段ボールの潰れ、汚れ等、取扱販売店が販売することができない製造不良品のことをいう。
- (2) 製造時に不良品が出ないように、製造現場への不良品の見分け方等の教育、不良品混入の有無の確認、納品前のコンテナの損傷確認や積み方指導など、厳重に管理を行うこと。特に、U形部分の切断については、持ち手部分を左右に引っ張ったときに簡単に裂けにくくなるよう、カッティング及び刃の状態に注意を図り加工すること。
- (3) 受注者は、納品した指定袋について、不良品の存在が判明した場合、又は市民や取扱所等から不良品に関する苦情を受けた場合は、3営業日以内に良品と無償交換するなど適切な措置をとるとともに、速やかに発注者にその旨を連絡すること。
- (4) 不良品対応用の指定袋の数量は、納品数量には含めず、受注者が保管・管理すること。
- (5) 不良品が判明した場合は、その原因について速やかに調査を実施し、調査報告書及び改善計画書を発注者へ提出すること。
- (6) 不良品と認められた場合は、再製造し納品すること。検査・交換・回収・再製造等に係る費用は、受注者が負担するものとする。
- (7) 納品後、仕様書に反していることが判明した場合は、発注者と協議の上、必要な措置を講じること。
なお、この対応に係る費用は受注者が負担するものとする。
- (8) 不良品・不適合品となり交換したものについては、発注者と協議の上、市場に流通しないよう、受注者の負担で厳正に処分すること。
- (9) 仕様書に掲げる品質が保証されていることを確認する為、店頭で流通している商品を購入して公的機関で検査を行う場合もある。また、この試験において仕様を満たさない場合、次回入札への参加禁止等を行う場合もある。

1 1 版權等

- (1) 本仕様書、発注者が指示した事項及び発注者と協議のうえ決定した事項に従い製版した版の版權は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 版は電子データで発注者に納品することとする。
- (3) 指定ごみ袋製造に使用した版については、契約終了後に速やかに破壊のうえ破棄することとする。

1 2 その他

- (1) 製造、運搬等において不慮の事故等により、ごみ袋の供給が寸断された場合に備え、市から提示された種類ごとのごみ袋供給合計枚数の4パーセント分（別添「ごみ袋供給業者の指定ごみ袋在庫保有数積算」を参照）を常に在庫（3営業日以内に取扱所に納品できる状態）として保有し、取扱所に対するごみ袋の供給が滞らないようにすること。

また、ごみ袋の供給過程において事故等が発生した場合は、速やかに市に報告し、取扱所に対するごみ袋の供給について全責任をもって対処し、如何なる方法も辞さないこと。

なお、在庫として保有するごみ袋の使用供給時期については、契約終了期日の1ヶ月前からとするが、この期間においても品不足はおこさないこと。

- (2) 受注者における指定ごみ袋在庫保有枚数（取扱所における在庫は除く）と製造予定（発注日、発注数量、納品日）を毎月ごとに市に書面で報告すること。
- (3) 取扱所の不可抗力でごみ袋を損耗した場合は、原則として受注者が負担すること。
- (4) 市と取扱所との「野田市指定ごみ袋取扱業務委託契約」の更新時において、当該事務の一部を代行すること。
- (5) 取扱所に所定の領収書（別紙様式）を必要に応じて渡すこと。
- (6) 市と取扱所が行う業務の一部を代行するため「野田市指定ごみ袋取扱代行業務委託契約書」（別添）を締結すること。
- (7) 受注者が前契約業者から変更となった場合は、取扱所においてごみ袋の取扱業務が滞りなく実施されるよう、別添の「野田市指定ごみ袋供給業務更新実施書」及び「指定ごみ袋供給業務移行作業」の通り行うものとする。
- (8) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者の協議の上、決定する。
- (9) この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定するが、合意に達しない場合は発注者の指示に従うものとし、受注者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

1 3 債務不履行等について

過去、納品遅延による市内での指定ごみ袋の流通が滞る事例があったことから、発注者は、受注者が次の（1）～（5）のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

また、成果物とは、指定ごみ袋の製造から取扱所への納品完了までのことを言う。

- (1) 取扱所から発注があり納品が出来ない状況が、改善されないとき。又は、改善される見込みがないことが明らかとなるとき。
- (2) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示

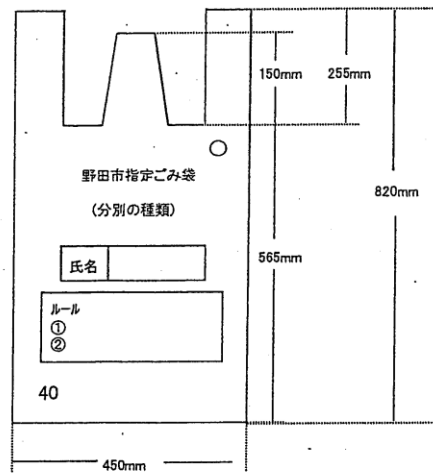
したとき。

- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合。又は、受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の成果物の性質や受注者の意思表示により特定の日時、又は、一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前(1)～(4)に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

大(40リットル)

容積計算 縦465mm×横450mm/650mm(まち200mm)

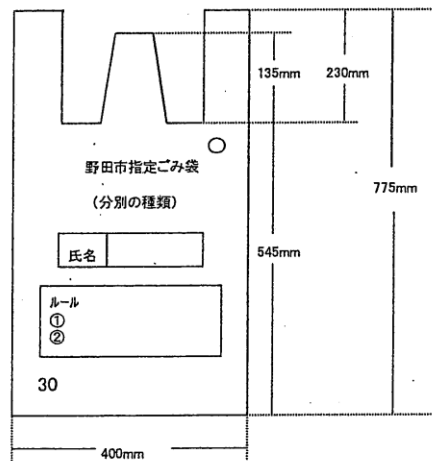
41, 850cc



中(30リットル)

容積計算 縦460mm×横400mm/570mm(まち170mm)

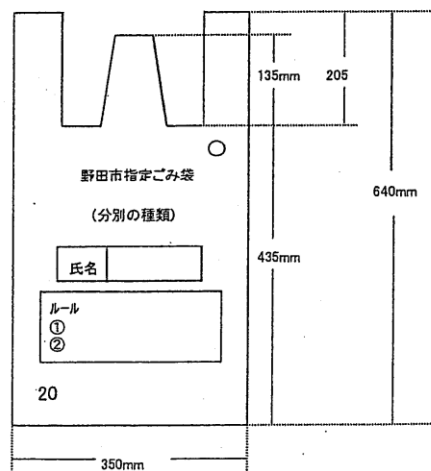
31, 280cc



小(20リットル)

容積計算 縦350mm×横350mm/520mm(まち170mm)

20, 825cc



※材質

可燃: 高密度ポリエチレン(半透明) ※バイオマスポリエチレン10%以上使用
不燃: 低密度ポリエチレン(透明)

野田市指定ごみ袋



可燃ごみ専用

氏 名	
-----	--

— ルール —

- ① この袋で出せるものは、40センチ未満の、木くず、生ごみ、紙くず等です。
- ② 決められた収集日の朝、必ず氏名を記入して8時30分までに集積所に出してください。
- ③ 袋の口は、袋自体で縛って出してください。
- ④ 紙類は分別して資源回収に出してください。
- ⑤ 剪定枝、落ち葉、草は無料回収へ（みどりの収集受付）。

※このごみ袋は、原材料として植物などの再生可能な有機資源を10%以上使用しています。



取扱上の注意		
	警告	●この袋は、燃焼や分解によって発生する有害物質を含有しています。燃焼や分解時の煙くすばりに注意してください。
	注意	●燃焼時の発生する有害物質や燃焼残渣の処理に注意してください。燃焼残渣は、燃焼後の灰や燃焼残渣の処理に注意してください。

野田市指定ごみ袋



不燃ごみ専用

氏 名	
-----	--

— ルール —

- ① この袋で出せるものは、40センチ未満の、プラスチック類、陶磁器類、合成皮革、ゴム製品、ガラス類等です。
- ② 決められた収集日の朝、必ず氏名を記入して8時30分までに集積所に出してください。
- ③ 袋の口は、袋自体で縛って出してください。
- ④ 缶、ビン、ペットボトル等は分別して資源回収に出してください。

OOL

取扱上の注意	
 警告 袋の口は、袋自体で縛って出してください。袋の口が破れると、袋の中身が漏れ出す可能性があります。	 注意 袋の口は、袋自体で縛って出してください。袋の口が破れると、袋の中身が漏れ出す可能性があります。

《白地》

野田市指定ごみ袋

〇〇リットル袋 可燃ごみ用 10枚

ごみ減量と正しい分別の方法（可燃ごみ）

1 可燃ごみとは・・・主に天然素材のもの

- ・生ごみ、貝殻
- ・紙くず(カーボン紙やティッシュ等の汚れたもの)
- ・小さな木製品
- ・衛生用品(紙おむつなど)等

2 出し方

- ・生ごみは、水切りをしっかりと行ってください。
- ・40センチ未満にして出してください。(40センチ以上は粗大ごみ)
- ・紙おむつの汚物は処理してください。
- ・資源化できる紙、繊維は全て資源回収へ。

3 減量のヒント

- ・食べ残しや作りすぎをせず、食材を無駄なく使いましょう。
- ・生ごみで堆肥作りもできます。
- ・日常の買い物は買い物袋を持参し、過剰包装を拒否しましょう。
- ・剪定枝、落ち葉、草は無料回収へ(みどりの収集受付)。

(注意事項)

- 1 正しい分別と出し方は排出者の責任です。必ず記名欄に氏名を記入してください。
- 2 指定ごみ袋の口は、袋自体で縛って出してください。
- 3 集積所には当日の朝8時30分までにしてください。
- 4 指定ごみ袋以外で出されたごみは収集しません。指定ごみ袋が不足した場合は、有料で販売されていますので、有料ごみ袋取扱店で購入してください。
- 5 収集日が祝日にあたった場合でも収集は行います。(但し、年末年始は除く)

※詳細は、野田市の「ごみの出し方・資源の出し方」パンフレット、または野田市ホームページをご参照ください。

《白地》

バーコード
JIS 規格 (X0507)

《白地》

野田市指定ごみ袋

〇〇リットル袋 不燃ごみ用10枚

ごみ減量と正しい分別の方法（不燃ごみ）

1 不燃ごみとは・・・主に人工的素材のもので資源にならないもの

- ・プラスチック類、ビニール製品
- ・陶磁器類(茶碗・皿・植木鉢・花びん等)
- ・ガラス類(コップ・レンズ・板ガラス等)
- ・合成皮革、ゴム製品、発泡スチロール等

2 出し方

- ・ガラス等は紙で包んで「ガラス在中」と明記してください。
- ・40センチ未満にして出してください。（40センチ以上は粗大ごみ）
- ・プラスチック容器の中身は処理してから出してください。
- ・ガラスびん、缶、金属、ペットボトルは全て資源回収へ。

3 減量のヒント

- ・詰め替え用製品を選びましょう。
- ・使い捨て製品の使用を控え、繰り返し使える製品を選びましょう。
- ・日常の買い物は買い物袋を持参し、過剰包装を拒否しましょう。
- ・ラップの使用は控えてタッパーを使用しましょう。

(注意事項)

- 1 正しい分別と出し方は排出者の責任です。必ず記名欄に氏名を記入して下さい。
- 2 指定ごみ袋の口は、袋自体で縛って出してください。
- 3 集積所には当日の朝8時30分までにお願いします。
- 4 指定ごみ袋以外で出されたごみは収集しません。指定ごみ袋が不足した場合は、有料で販売されていますので、有料ごみ袋取扱店で購入してください。
- 5 収集日が祝日にあたった場合でも収集は行います。（但し、年末年始は除く）

※詳細は、野田市の「ごみの出し方・資源の出し方」パンフレット、または野田市ホームページをご参照ください。

《白地》

バーコード

JIS 規格 (X0507)

〈白地〉

野田市指定ごみ袋（有料分）

可燃ごみ専用

容量：〇〇リットル

サイズ：縦〇〇cm×横〇〇cm／〇〇cm 厚さ 0.000mm

〇〇〇円(5枚入り)

※一枚当たりの値段〇〇円

※このごみ袋の値段は、野田市のごみ処理経費になります。ごみの減量化にご協力下さい。

■ 可燃ごみとは・・・主に天然素材のもの

- ・生ごみ、貝殻
- ・紙くず(カーボン紙やティッシュ等の汚れたもの)
- ・小さな木製品
- ・衛生用品(紙おむつなど)等

■ 出し方

- ・生ごみは、水切りをしっかりと行ってください。
- ・40センチ未満にして出してください。(40センチ以上は粗大ごみ)
- ・紙おむつの汚物は処理してください。
- ・資源化できる紙、繊維は全て資源回収へ。

(注意事項)

- 1 正しい分別と出し方は排出者の責任です。必ず記名欄に氏名を記入してください。
- 2 指定ごみ袋の口は、袋自体で縛って出してください。
- 3 集積所には当日の朝8時30分までに出してください。
- 4 指定ごみ袋以外で出されたごみは収集しません。
- 5 収集日が祝日にあたった場合でも収集は行います。(但し、年末年始は除く)

※分別方法の詳細は、野田市の「ごみの出し方・資源の出し方」パンフレット、または野田市ホームページをご参照ください。

〈白地〉

《家庭用品品質表示法に基づく表示》
原料樹脂、耐冷温度、寸法、厚さ、枚数、取扱い上の注意、表示者

〈白地〉

バーコード
JIS規格(X0507)

〈白地〉

野田市指定ごみ袋（有料分）

不燃ごみ専用

容量：〇〇リットル

サイズ：縦〇〇cm×横〇〇cm／〇〇cm 厚さ0.000mm

〇〇〇円(5枚入り)

※一枚当たりの値段〇〇円

※このごみ袋の値段は、野田市のごみ処理
経費になります。ごみの減量化にご協力
下さい。

■ 不燃ごみとは・・・主に人工的素材のもので資源にならないもの

- ・プラスチック類、ビニール製品
- ・陶磁器類(茶碗・皿・植木鉢・花びん等)
- ・ガラス類(コップ・レンズ・板ガラス等)
- ・合成皮革、ゴム製品、発泡スチロール等

■ 出し方

- ・ガラス等は紙で包んで「ガラス在中」と明記してください。
- ・40センチ未満にして出してください。（40センチ以上は粗大ごみ）
- ・プラスチック容器の中身は処理してから出してください。
- ・ガラスびん、缶、金属、ペットボトルは全て資源回収へ。

(注意事項)

- 1 正しい分別と出し方は排出者の責任です。必ず記名欄に氏名を記入してください。
- 2 指定ごみ袋の口は、袋自体で縛って出してください。
- 3 集積所には当日の朝8時30分までにしてください。
- 4 指定ごみ袋以外で出されたごみは収集しません。
- 5 収集日が祝日にあたった場合でも収集は行います。（但し、年末年始は除く）

※分別方法の詳細は、野田市の「ごみの出し方・資源の出し方」パンフレット、または野田市ホームページをご参照ください。

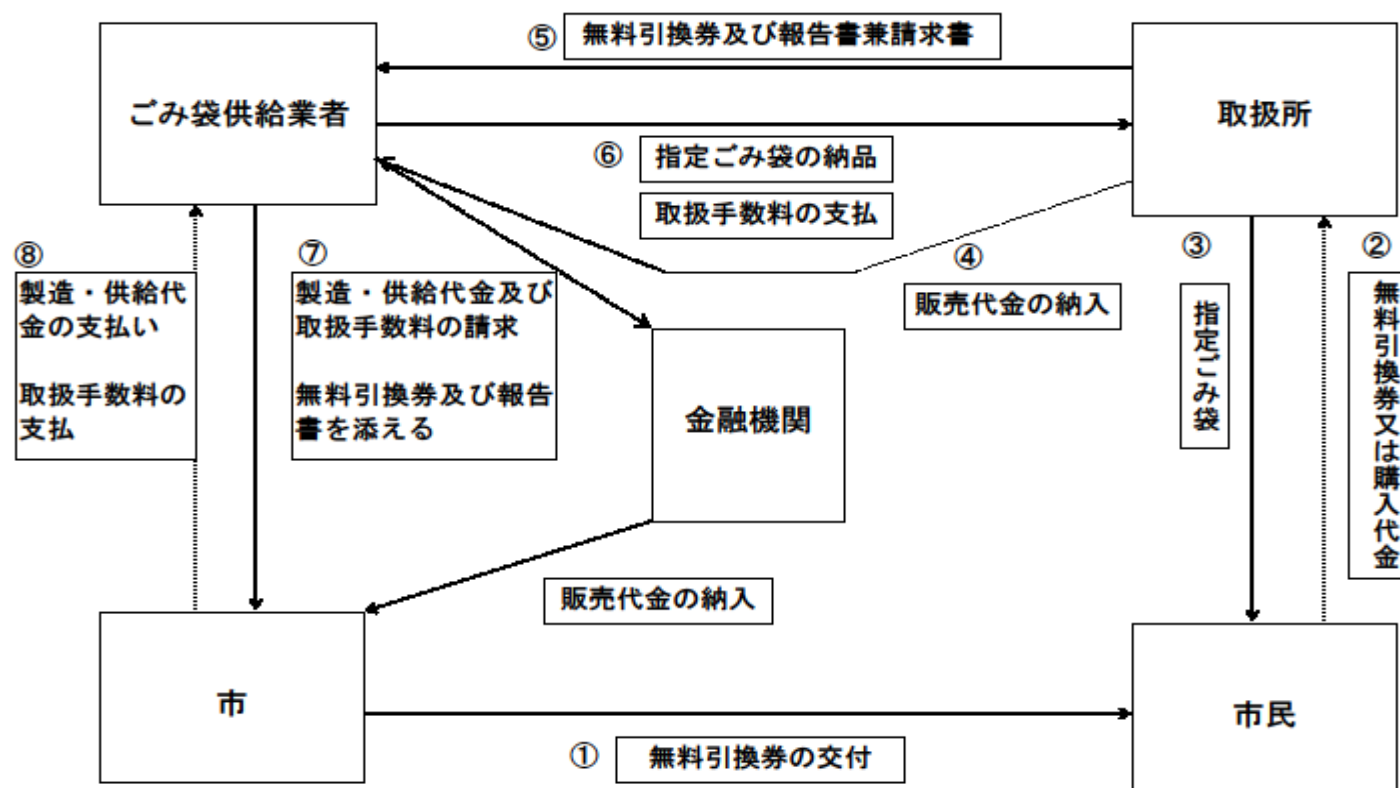
〈白地〉

《家庭用品品質表示法に基づく表示》
原料樹脂、耐冷温度、寸法、厚さ、枚
数、取扱い上の注意、表示者

〈白地〉

バーコード
JIS規格 (X0507)

指定ごみ袋の配布及び販売方法



野田市指定ごみ袋供給業務更新実施書

野田市指定ごみ袋の供給に当り、指定ごみ袋取扱所（以下「取扱所」という。）において取扱業務を円滑に行うために契約日以後、下記の作業を実施すること。

記

1 指定ごみ袋の製造

契約日以後、仕様書に基づき袋のデザインの最終確認を行い、速やかに製造作業を開始する。なお、製造当初における一括製造数量については、令和6年度無料、有料予測枚数の最低25パーセント以上を製造し、確保すること。また、確保するごみ袋については、受注者のみ（取扱所の在庫は除く）で確保しておく枚数とする。

2 指定ごみ袋取扱所への納品

令和6年10月からの指定ごみ袋の供給に際し、取扱所において、ごみ袋の品不足を起こすことなく円滑に業務を行うために、現契約業者の取扱所におけるごみ袋の精算が終了した時点で速やかに納品するものとする。（現契約業者の取扱所におけるごみ袋の精算期間は9月1日から9月末日までとしている。）取扱所への納品順序については、あらかじめ市と現契約業者との間で協議することとし、作成した取扱所精算順序リストを基準にするが、納品日については、精算完了連絡を受けた日の翌日とする。なお、各取扱所への納品数量については事前に取扱所に確認をとること。

3 現契約業者の精算時における取扱所に残る袋の受け入れ

現契約業者に対する製造損益負担の軽減及び取扱所に対するごみ袋の品不足を防ぐために、現契約業者におけるごみ袋の精算後、取扱所に残った旧ごみ袋について、数量を業者間で調整して受け入れをすること。受注者は、現契約業者の精算直後に納品するに当り、現契約業者が精算により残数調整した数量を取扱所で確認のうえ、市に報告すること。なお、受け入れた旧ごみ袋の市への精算請求単価は、新規契約単価とする。ただし、現契約業者からの受け入れ価格については、業者間で協議、調整のうえ、適正な価格とすること。

各袋区分における可燃ごみ袋、不燃ごみ袋の数量配分については、新、現契約業者間で協議すること。

4 第1回目の市への指定ごみ袋精算報告

第1回目の指定ごみ袋精算報告として、10月分精算の取扱報告書を引換券とともに11月までに提出すること。なお、旧ごみ袋の受け入れ分については10月以降の取扱いとする。

指定ごみ袋供給業務移行作業

【現契約業者】

①移行準備	②移行作業	③完全移行
7月	8月1日	9月30日

① 移行準備（在庫確認等）

8月1日から順次実施する最終精算に向け、各取扱所における7月中の指定ごみ袋交換数及び在庫数を把握しながら、品不足を起こさないよう在庫調整に入る。なお、8月から始まる精算作業を円滑に行うため、納品等の際に供給業者が変わる旨を伝え、精算作業の手順等を説明しておく。

② 移行作業（最終精算）

通常の指定ごみ袋取扱報告書とは別に、7月中の各取扱所における袋の交換実績及び在庫数を把握し、8月の在庫管理及び最終精算の基礎資料としながら、市及び新契約業者と協議のうえ、精算計画（取扱所の精算順序等）を確立し、円滑に最終精算を行う。

※ 取扱所の精算順序を新契約業者と共有し、連携を密にしながら品不足を起こさないよう新契約業者が納品可能となった時点で精算を行い、完了した取扱所から順次移行していく。

なお、新現業者間における旧袋の在庫受け入れ等については、事前に業者間で協議する。

③ 完全移行

令和6年9月30日をもって完全移行し、その後最終の「指定ごみ袋取扱報告書」をもって市に請求を行う。

【注意】

市と取扱所における指定ごみ袋取扱業務の委託契約期間は令和6年9月30日までであるが、各取扱所が改めて契約を更新するか否かが確定するのは9月初旬の予定。

したがって、精算に当たり全ての取扱所を対象とする中で、契約更新を希望しない取扱所に対しては、袋の取り残しが無いよう全面回収すること。

【新契約業者】

①移行準備	②移行作業	③完全移行
8月	9月1日	10月1日

① 移行準備（袋の製造等）

契約に基づき、当該年度の25%以上の指定ごみ袋を製造（現契約業者の旧袋の在庫は含めない）するとともに現契約業者との間で、在庫の受け入れについて事前に協議を行う。

また、今後の供給業務に必要となる書類（発注書等）を作成する。

② 移行作業（納品）

納品が可能となる日を現契約業者に連絡し、精算が完了した取扱所から順次納品を行う。

また、移行準備の段階で協議済みの在庫の受け入れを同時に行い、その時点から実質的な供給業務を実施する。

※ 現契約業者が計画した取扱所の精算順序を基に納品を行うものとするが、取扱所が品不足を起こさないよう常に連絡を密にしながら適宜引き継ぎを実施するものとする。

また、引き継ぎに当り今後取扱所の混乱を防ぐため、発注及び納品等については極力従来の手法を踏襲するものとする。

③ 完全移行

令和6年10月1日をもってすべての取扱店に対する業務を開始する。

【参考資料】

1 ごみ袋配布世帯区分等

- ① 単身世帯には小、2人以上4人以下の世帯には中、5人以上の世帯には大の指定ごみ袋を無料配布する。
- ② 無料配布については、1世帯当たり可燃ごみ袋と不燃ごみ袋の合計で年間120枚（但し、8～10人世帯130枚、11～13人世帯140枚、14人世帯150枚）とし、各世帯に対し市から無料ごみ袋の引換券を発送、各世帯はこれをもって市が契約する指定ごみ袋取扱店、及び市公共施設22箇所にて交換する。（交換に際しては可燃、不燃の選択自由）
- ③ 令和元年度より、配布された引換券の容量を他の容量の引換券および指定ごみ袋に交換することができる。交換元の引換券の総容量を超えない範囲であれば、交換元引換券より交換先引換券および指定ごみ袋の枚数が増える交換可能。

2 ごみ袋無料配布枚数実績（令和2年度・令和3年度・令和4年度）（枚）

年度	20リットル			30リットル			40リットル		
	可燃	不燃	計	可燃	不燃	計	可燃	不燃	計
R2	2,092,650	1,221,680	3,314,330	2,945,370	2,692,010	5,637,380	300,610	353,230	653,840
R3	1,883,370	1,076,520	2,959,890	2,522,290	2,307,880	4,830,170	243,650	295,110	538,760
R4	2,037,530	1,128,730	3,166,260	2,562,710	2,337,330	4,900,040	255,360	311,250	566,610

3 ごみ袋引換券発送世帯数実績（令和2年度・令和3年度・令和4年度）（枚）

年度	20リットル引換券	30リットル引換券	40リットル引換券	計
R2	24,613	40,671	3,720	69,004
R3	25,602	40,641	3,579	69,822
R4	26,282	40,624	3,453	70,359

4 ごみ袋有料販売実績

- ① 無料配布分（年間120枚等）で賄えない世帯及び集積所を利用する事業者等に対し、大1枚170円、中1枚125円、小1枚85円で有料指定ごみ袋の取扱店で販売する。

年度	20リットル			30リットル			40リットル		
	可燃	不燃	計	可燃	不燃	計	可燃	不燃	計
R2	73,460	35,775	109,235	113,670	79,100	192,770	80,420	68,395	148,815
R3	64,045	27,330	91,375	93,850	66,310	160,160	62,515	60,670	123,185
R4	63,575	26,055	89,630	98,690	65,080	163,770	66,610	55,225	121,835

5 令和6年度ごみ袋必要見込み枚数

① 無料配布対象世帯数 72,335世帯

② 無料交換枚数 8,680,200枚

	20リットル	30リットル	40リットル
世帯数	28,714	40,379	3,242
枚数	3,445,680	4,845,480	389,040

① 有料販売枚数予測

	20リットル	30リットル	40リットル
枚数	96,750	172,235	131,280

6 指定ごみ袋取扱所

令和6年4月1日現在：173店、22施設

ごみ袋供給業者の指定ごみ袋在庫保有数積算（参考）

製造、運搬等において不慮の事故により、ごみ袋の供給が寸断された場合に備え、原状復元期間を14日間（2週間）と定め、前年度実績を基に種類ごとのごみ袋供給合計枚数の4パーセント分を常に在庫として保有し、指定ごみ袋取扱店に対するごみ袋の供給が滞らないようにする。なお、ここで言う在庫として保有するごみ袋は、受注者のみで確保しておく枚数とする。

なお、在庫として保有するごみ袋の使用供給時期については、契約満了期日の1ヶ月前からとする。

【積算根拠】

①事故からの原状復元期間を14日間（2週間）と想定。

②可燃：年間100回排出のうちの2週間・・・排出回数4回

③不燃：年間50回排出のうちの2週間・・・排出回数2回

※可燃、不燃の年間合計排出回数150回のうち6回分（4パーセント）を確保する。したがって、可燃、不燃指定ごみ袋の年間供給枚数実績を基に、その4パーセントを算出する。

【令和4年度ごみ袋供給枚数を基にした在庫保有枚数の算出】

20リットル（無料）

可燃：令和4年度供給枚数 2,037,530枚

年間100回排出のうちの2週間＝4回を算出 20,375枚／1回×4回＝81,500枚

不燃：令和4年度供給枚数 1,128,730枚

年間50回排出のうちの2週間＝2回を算出 22,574枚／1回×2回＝45,148枚

30リットル（無料）

可燃：令和4年度供給枚数 2,562,710枚

年間100回排出のうちの2週間＝4回を算出 25,627枚／1回×4回＝102,508枚

不燃：令和4年度供給枚数 2,337,330枚

年間50回排出のうちの2週間＝2回を算出 46,746枚／1回×2回＝93,492枚

40リットル（無料）

可燃：令和4年度供給枚数 255,360枚

年間100回排出のうちの2週間＝4回を算出 2,553枚／1回×4回＝10,212枚

不燃：令和4年度供給枚数 311,250枚

年間50回排出のうちの2週間＝2回を算出 6,225枚／1回×2回＝12,450枚

20リットル（有料）

可燃：令和4年度供給枚数 63,575枚

年間100回排出のうちの2週間＝4回を算出 635枚／1回×4回＝2,540枚

不燃：令和4年度供給枚数 26,055枚

年間50回排出のうちの2週間＝2回を算出 521枚／1回×2回＝1,042枚

30リットル（有料）

可燃：令和4年度供給枚数 98,690枚

年間100回排出のうちの2週間＝4回を算出 986枚／1回×4回＝3,944枚

不燃：令和4年度供給枚数 65,080枚

年間50回排出のうちの2週間＝2回を算出 1,301枚／1回×2回＝2,602枚

40リットル（有料）

可燃：令和4年度供給枚数 66,610枚

年間100回排出のうちの2週間＝4回を算出 666枚／1回×4回＝2,664枚

不燃：令和4年度供給枚数 55,225枚

年間50回排出のうちの2週間＝2回を算出 1,104枚／1回×2回＝2,208枚

野田市指定ごみ袋取扱代行業務委託契約書

野田市指定ごみ袋取扱店が野田市指定ごみ袋を販売した代金を野田市指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込む業務及び野田市が野田市指定ごみ袋取扱店に取扱手数料を支払う業務を代行すること（以下「指定ごみ袋取扱代行業務」という。）について、野田市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、指定ごみ袋取扱代行業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

2 受託者は、委託者の指示に従い、かつ、本契約書に基づいて指定ごみ袋取扱代行業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第2条 指定ごみ袋取扱代行業務の委託期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（手数料）

第3条 指定ごみ袋取扱代行業務手数料は、野田市と受託者で別途契約する野田市指定ごみ袋に関する物品購入契約書の契約金額に含める。

（代行業務）

第4条 受託者は、野田市及び野田市指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）が行う業務のうち、次の業務を代行する。

- （1）野田市が取扱店に支払う取扱手数料を代行して支払うこと。
- （2）取扱店が野田市指定ごみ袋を販売した代金を徴収し、野田市指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受託者は、第三者に対し指定ごみ袋取扱代行業務の全部を委託し、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

なお、第4条に係る業務については、一切の委託を認めない。

第6条 受託者は、次に掲げる一の事由が生じたときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- （1）受託者が指定ごみ袋取扱代行業務の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたとき。
- （2）次条第1項の定めにより、この契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第7条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約を履行しないとき。

(2) 明らかに不適当な指定ごみ袋取扱代行業務を行っていると思われるとき。

(3) 契約解除の申し入れがあったとき。

2 委託者は、前項各号に定めるほか、必要と認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、委託者は解除しようとする日の30日前までに受託者に通知しなければならない。

(契約解除時の引継)

第8条 受託者は、契約解除のとき一切の事務を整理し、5日以内に委託者に引き継がなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、委託者、受託者協議のうえ処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 野田市鶴奉7番地の1
氏 名 野田市長 鈴木 有

受託者 住 所
氏 名

指定ごみ袋取扱報告書兼請求書

(宛先)野田市長

市提出用

年 月 日

住 所
取扱店名
担当者名
登録番号

㊞

1. 在庫報告

袋の種類		前回在庫数 無料分①	納品数 無料分②	配付分 無料分③	今回在庫数 無料分①+②-③	引換券の枚数 (10枚/袋)	無料配布枚数④ ③の可燃・不燃の合計	
20ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
30ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
40ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
袋の種類		前回在庫数 有料分⑤	納品数 有料分⑥	販売分 有料分⑦	今回在庫数 有料分⑤+⑥-⑦	有料販売枚数⑧ ⑦の可燃・不燃の合計	単価Ⅲ	販売代金⑧×Ⅲ
20ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	85円/枚	円
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
30ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	125円/枚	円
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
40ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	170円/枚	円
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
合計金額								円

2. 今回分取扱手数料

今回取扱枚数④+⑧	手数料	取扱枚数×手数料⑨	適用税率	消費税額(円未満切捨て)⑩	請求額⑨+⑩
枚	2円/枚	円	10%対象	円	円

指定ごみ袋取扱報告書兼請求書

(宛先)野田市長

業者控
年 月 日

住 所
取扱店名
担当者名
登録番号

㊞

1. 在庫報告

袋の種類		前回在庫数 無料分①	納品数 無料分②	配付分 無料分③	今回在庫数 無料分①+②-③	引換券の枚数 (10枚/袋)	無料配布枚数④ ③の可燃・不燃の合計
20ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚	
30ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚	
40ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚	
袋の種類		前回在庫数 有料分⑤	納品数 有料分⑥	販売分 有料分⑦	今回在庫数 有料分⑤+⑥-⑦	有料販売枚数⑧ ⑦の可燃・不燃の合計	単価Ⅲ 販売代金⑧×Ⅲ
20ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	85円/枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚	円
30ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	125円/枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚	円
40ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	170円/枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚	円
						合計金額	円

2. 今回分取扱手数料

今回取扱枚数④+⑧	手数料	取扱枚数×手数料⑨	適用税率	消費税額(円未満切捨て)⑩	請求額⑨+⑩
枚	2円/枚	円	10%対象	円	円

指定ごみ袋取扱報告書兼請求書

(宛先)野田市長

取扱店控

年 月 日

住 所
取扱店名
担当者名
登録番号

㊞

1. 在庫報告

袋の種類		前回在庫数 無料分①	納品数 無料分②	配付分 無料分③	今回在庫数 無料分①+②-③	引換券の枚数 (10枚/袋)	無料配布枚数④ ③の可燃・不燃の合計	
20ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚		枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
30ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚		枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
40ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚		枚
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
袋の種類		前回在庫数 有料分⑤	納品数 有料分⑥	販売分 有料分⑦	今回在庫数 有料分⑤+⑥-⑦	有料販売枚数⑧ ⑦の可燃・不燃の合計	単価Ⅲ	販売代金⑧×Ⅲ
20ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	85円/枚	円
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
30ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	125円/枚	円
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
40ℓ	可燃	枚	枚	枚	枚	枚	170円/枚	円
	不燃	枚	枚	枚	枚	枚		
							合計金額	円

2. 今回分取扱手数料

今回取扱枚数④+⑧	手数料	取扱枚数×手数料⑨	適用税率	消費税額(円未満切捨て)⑩	請求額⑨+⑩
枚	2円/枚	円	10%対象	円	円

上記販売代金を領収しました。

指定ごみ袋供給業者

指定ごみ袋供給代金・取扱手数料請求書

市提出用

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

会 社 名

㊞

代表者名

㊞

登録番号

金 _____ 円(内、消費税 _____ 円)

《内訳》

(1)ごみ袋供給代金[下記A×消費税]

_____ 円(内、消費税額 _____ 円)

(円未満切捨て)

袋の種類		今回配布分			単 価 ②	ごみ袋供給代金 (円未満切捨て) A ①×②
		無料分	有料分	計 ①		
20 ㊦	可 燃	枚	枚	枚	円	
	不 燃	枚	枚	枚		
30 ㊦	可 燃	枚	枚	枚	円	
	不 燃	枚	枚	枚		
40 ㊦	可 燃	枚	枚	枚	円	
	不 燃	枚	枚	枚		

(2)ごみ袋取扱手数料

_____ 円(内、消費税額 _____ 円)

取扱店 _____ 店舗分

指定ごみ袋供給代金・取扱手数料請求書

業者控

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
会 社 名
代表者名
登録番号

印
印

金 円(内、消費税 円)

《内訳》

(1)ごみ袋供給代金[下記A×消費税]

円(内、消費税額 円)
(円未満切捨て)

袋の種類		今回配布分			単 価 ②	ごみ袋供給代金 (円未満切捨て) A ①×②
		無料分	有料分	計 ①		
20 0	可 燃	枚	枚	枚	円	
	不 燃	枚	枚	枚		
30 0	可 燃	枚	枚	枚	円	
	不 燃	枚	枚	枚		
40 0	可 燃	枚	枚	枚	円	
	不 燃	枚	枚	枚		

(2)ごみ袋取扱手数料

円(内、消費税額 円)

取扱店 店舗分

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

委任者 住 所
取扱所名
代表者名



ごみ袋取扱手数料の請求及び受領に係る委任状

私は、野田市指定ごみ袋取扱業務委託契約書に基づく取扱手数料の請求及び受領に係る一切の権限を下記の者に委任します。

受任者 住 所
会 社 名
代表者名



領 収 書

取扱店舗

野田市(清掃計画課)
野田市鶴幸7番地の1
登録番号:T4000020122084

野田市収集ごみ処理手数料

年 月 日

¥

内訳

品 名	単 価	数 量	金 額
指定ごみ袋40ℓ用(5枚入)	850円		
指定ごみ袋30ℓ用(5枚入)	625円		
指定ごみ袋20ℓ用(5枚入)	425円		
10%対象 合 計			

野田市指定ごみ袋取扱店

領 収 書

お客様控

野田市(清掃計画課)
野田市鶴幸7番地の1
登録番号:T4000020122084

野田市収集ごみ処理手数料

年 月 日

¥

内訳

品 名	単 価	数 量	金 額
指定ごみ袋40ℓ用(5枚入)	850円		
指定ごみ袋30ℓ用(5枚入)	625円		
指定ごみ袋20ℓ用(5枚入)	425円		
10%対象 合 計			

野田市指定ごみ袋取扱店

領 収 書

市提出用

野田市(清掃計画課)
野田市鶴幸7番地の1
登録番号:T4000020122084

野田市収集ごみ処理手数料

年 月 日

¥

内訳

品 名	単 価	数 量	金 額
指定ごみ袋40ℓ用(5枚入)	850円		
指定ごみ袋30ℓ用(5枚入)	625円		
指定ごみ袋20ℓ用(5枚入)	425円		
10%対象 合 計			

野田市指定ごみ袋取扱店

